

大和都市計画地区計画の決定（天理市決定）

都市計画東井戸堂地区地区計画を次のように決定する。

名 称	東井戸堂地区地区計画		
位 置	天理市東井戸堂町及び田町の各一部		
面 積	約 5.8 ha		
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画 の 目 標	本地区は、中心市街地より南西約1km、都市計画道路田・櫻木線と天理王寺線が接合する交通条件に恵まれた地区である。本計画は、この優れた条件を活かし、周辺環境に配慮した一定の建築物等の制限を伴って多様な機能を有する商業・業務系施設等の集積を図り、活力と潤いのある、良好で健全な都市環境の形成・保持に努めようとするものである。	
	土地利用 の 方 針	多様な機能を有する商業・業務系施設の立地を促進し、将来的に本地区の環境悪化をもたらす恐れのある建築物の立地を制限し、緑化に努めることにより、より健全で良好な市街地形成・保持に向けて計画的誘導を図り、周辺との調和のとれた街づくりを目指す。	
	地区施設 の整備の 方針	地区施設として、区画道路を適正配置し、整備する。	
	建築物等 の整備の 方針	本地区及び周辺を含めた環境保全のため、本来準工業地域内で立地可能な風俗営業関係の一部の建築物等を制限し、多様な機能を有する商業・業務系施設等を景観等に配慮し緑化に努めることにより適正に立地させ、良好な市街地環境形成を図る。	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(ち)項第三号に掲げるキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する建築物 (2) 建築基準法別表第二(り)項第三号及び第四号に掲げる建築物
区域は計画図表示のとおり			

理由： 建築物の制限を行うことにより、良好で健全な都市環境の形成・保持を図るため、地区計画を定める。